

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任(農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可()	1
高知県公営企業局告示	
◎高知県立病院に係る医業未収金の収納事務の委託	1
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	1
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名(4・12掲示)	3
落札公告	
○落札者等の公告(税務課)	3
○落札者等の公告(会計管理課)	3

告 示

高知県告示第490号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称
南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成23年10月高知県告示第691号高知広域都市計画道路事業(3・3・11号南国駅前線)
- 3 事業施行期間
平成23年10月21日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安芸市川北土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年4月26日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	門田 伸夫	安芸市川北北甲3683番地5
〃	吉本 晃	〃 〃 2982番地
〃	大井 達也	〃 〃 829番地
〃	樋口 延幸	〃 〃 1059番地1
〃	樋口 なぎさ	〃 〃 1016番地
〃	樋口 恭介	〃 〃 1415番地
〃	小松 俊治	〃 〃 4309番地
〃	西岡 秀輝	〃 〃 2506・2507合番地
〃	西内 直彦	〃 〃 2173番地
監事	野町 眞道	〃 〃 294番地
〃	萩野 邦男	〃 〃 2023番地
〃	福島 敏幸	高知市南金田7番23号
(就任)		
理事	門田 伸夫	安芸市川北北甲3683番地5
〃	吉本 晃	〃 〃 2982番地
〃	大井 達也	〃 〃 829番地
〃	樋口 延幸	〃 〃 1059番地1
〃	樋口 篤	〃 〃 1404番地
〃	岩佐 宏之	〃 〃 4491番地
〃	樋口 なぎさ	〃 〃 1016番地
〃	西岡 秀輝	〃 〃 2506・2507合番地
〃	萩野 嘉雄	〃 〃 2023番地
監事	有澤 豊	〃 〃 830番地
〃	小松 俊治	〃 〃 4309番地
〃	大久保暢夫	〃 井ノ口乙882番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、杉田ダム土地改良区の定款の変更を令和4年4月6日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年4月26日

高知県知事 濱田 省司

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき高知県立病院に係る医業未収金の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年4月26日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル	弁護士法人 一番町綜合法律事務所	高知県立あき総合病院及び高知県立幡多けんみん病院に係る医業未収金の収納事務	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第9号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施する。

令和4年4月26日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 審査の種類、期日及び場所
 - (1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許(以下「大型自動車免許等」という。)

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」という。)

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」

という。)

(2) 審査の期日
令和4年6月9日(木)から同月30日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書(以下「審査申請書」という。)を高知県公安委員会に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証
カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動	技能検定員として	技能試験(自動車の運転

車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	必要な自動車の運転技能	に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
自動車運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等に必要な自動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
自動車運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であ

		ること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
(2) 教習指導員審査の方法等		
項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種	教習指導員として必要な自動車の運	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基

免許等の技能教習に関する技能	転技能	準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円)
- イ 教習指導員審査(大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線373)に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第69号

令和4年4月10日執行の高知県議会議員補欠選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和4年4月12日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

選挙区の名称	住所	氏名
香南市選挙区	高知県香南市夜須町手結山314番地2	濱 口 涼 子
	高知県香南市香我美町下分641番地1	横 尾 絢 子

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務総合システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
59,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度財務会計システム運用等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
58,476,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため